

米沢市木材産業協議会「F.O.R.E.S.T.」設置運営要領

(設立趣旨及び目的)

第1条 本市木材産業が将来に渡って発展すること及び持続可能な森づくりのため、木材産業に携わる関係者が課題を共有し、本市が目指すべき将来の森林ビジョンを明確にするとともに、課題の解決に向けて連携強化等を図ることを目的として、米沢市木材産業協議会「F.O.R.E.S.T.」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 森林環境譲与税の活用に関すること。
- (2) 森林経営管理制度に関すること。
- (3) 森林長期ビジョンの策定に関すること。
- (4) 人材の育成及び担い手の確保に関すること。
- (5) 木材、木製品の利用及び普及啓発並びに流通に関すること。
- (6) 木材産業に係る課題の共有とその解決を図ること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的の達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 素材生産者や所有者等、林業の川上に位置する者
- (2) 製材業者や流通に関わる事業者等、林業の川中に位置する者
- (3) 建築業者や木工品製造業者、木質バイオマス発電事業者等、林業の川下に位置する者
- (4) 学識経験者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、協議会の目的の達成のために必要と認められる者

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、米沢市産業部森林農村整備課に置く。

(運営)

第5条 協議会の運営は円卓会議とし、会長の職は置かないものとする。ただし、協議の内容等により必要な場合には、協議会の承認を得た上で、座長を置くことができる。

2 協議会の司会進行は、原則、事務局が行うものとする。ただし、前項による

座長を置く場合は、この限りではない。

3 座長は、会議参加者の互選によって定める。

(分科会)

第6条 協議会が必要と認めるときは、協議会の下に、分科会を設置することができる。

2 分科会の新設及びそのテーマは、事務局又は協議会のメンバーの提案により、協議会で決定する。分科会の廃止についても同様とする。

3 分科会は必要に応じて招集し、会議のほか研修会等を開催することができる。

4 分科会を開催したときは、協議会に会議の内容や成果等について報告するものとする。

(その他)

第7条 この設置運営要領に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、事務局が協議会のメンバーに諮って定める。

附 則

この設置運営要領は、令和7年3月21日から施行する。